

入札説明書の修正(新旧対照表)

令和7年3月21日に公表した「静止気象衛星ひまわりの運用等事業」の入札説明書を、次のとおり修正する。

通番	資料名	頁数	行数	項目名	修正前	修正後(令和7年6月20日公表)
1	入札説明書	22	18	別紙3_5_(2)	<p>(2)既存アンテナ等に生じた不具合等に係るリスク分担 SPCが既存アンテナ等の使用や既存アンテナ等の改修等を実施して以降、既存アンテナ等の損傷や不具合、現行事業の実施に支障を来たす事態が生じた場合、当該事態の復旧に要する追加費用や損害については、以下を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SPCによる既存アンテナ等の改修・一時使用や維持管理など、SPCの責めに帰すべき事由によるもの:SPCが負担する。 ・現行運用事業者による既存アンテナ等の使用など、現行運用事業者の責めに帰すべき事由によるもの:現行運用事業者が負担する。 ・SPC及び現行運用事業者の双方の責めに帰すべき事由によるもの:SPC及び現行運用事業者が分担して負担する。 ・不可抗力によるもの:既存アンテナ等に関する部分は現行事業の事業契約に基づき国と現行運用事業者が、SPCが改修した部分は本事業の事業契約に基づき国とSPCが、それぞれ分担して負担する。 ・帰責者が特定できない場合:現行運用事業者、SPCが、当該事態の生じた原因や帰責者について十分に調査を行ったと国が判断し、かつ、原因等が判明しない場合には、SPC及び現行運用事業者が分担して負担する。 	<p>(2)既存アンテナ等に生じた不具合等に係るリスク分担 SPCが既存アンテナ等の使用や既存アンテナ等の改修等を実施して以降、既存アンテナ等の損傷や不具合、現行事業の実施に支障を来たす事態が生じた場合、当該事態の復旧に要する追加費用や損害については、以下を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SPCによる既存アンテナ等の改修・一時使用や維持管理など、SPCの責めに帰すべき事由によるもの:SPCが負担する。 ・現行運用事業者による既存アンテナ等の使用など、現行運用事業者の責めに帰すべき事由によるもの:現行運用事業者が負担する。 ・SPC及び現行運用事業者の双方の責めに帰すべき事由によるもの:SPC及び現行運用事業者が分担して負担する。 ・不可抗力によるもの:既存アンテナ等に関する部分は現行事業の事業契約に基づき国と現行運用事業者が、SPCが改修した部分は本事業の事業契約に基づき国とSPCが、それぞれ分担して負担する。 <p>なお、当該事態が生じた原因や帰責者の特定にあたっては、困難を伴う場合であっても、十分に調査を行ったと国が判断できるまでSPCは調査を継続し、現行運用事業者はこれに協力する。</p>